

水田利用再編対策と 米の消費拡大



はじめに

最近の我が国の農業をめぐる内外の情勢は極めて厳しく、国内においては米が再び過剰傾向を強める一方、増産を必要とする農畜産物は生産が伸び悩んでいます。特に麦、大豆、飼料用穀物等はその大半を海外からの輸入に依存しています。このため我が国の穀物自給率は三七パーセントと低く、先進国のなかで最低になっています。このように穀物の自給率が低いのは米は一〇〇パーセントを超え過剰であるにもかかわらず、小麦や飼料用穀物などの自給率が極めて低いことによります。

こうした農業情勢の中で、政府は当面の農政最大の課題として米の過剰問題に政策の重点を置き、米の生産調整を図りつつ、食料需要の動きに対応するため、「米需給均衡化対策」を推進することとしました。

これまで政府は米の需給均衡化を図るため、昭和四十六年度から稲作転換対策昭和五十一年度から水田総合利用対策を実施して参りましたが、依然として古米在庫は増大し、昨年十月末で三百六十万トンに達し、五十三年十月末には四百六十万トンの古米在庫が見込まれています。

このように米が過剰基調を強めている一方で麦、飼料作物、大豆等の増産を必要とする農畜産物は依然として停滞傾向を

脱しておらず、その国内自給率は小麦、大豆等はわずか四〜三パーセント程度で

あります。以上のような事情から昭和五十三年以降概ね十一年間の計画で水田利用再編対策を実施



資料：OECD Food Consumption Statistics, 農林省、食料需給表
※1. 穀物とは、米、小麦、大麦、とうもろこし、ライ麦、えん麦、こむぎなどです。

2. 穀物自給率 = $\frac{\text{国内生産量}}{\text{国内消費仕向量}} \times 100$

することになり、転作等の対象面積を三九一、〇〇〇ヘクタール（玄米百七十万トン相当）とし、対策の第一期（五十三年度〜五十五年度）においてはこの数量を原則とし固守しました。

水田利用再編対策の特徴

一、対策の基本的な考え方

今回の水田利用再編対策は、今までの稲作転換対策あるいは水田総合利用対策等と異なり、恒常化しつつある米過剰に對する単なる米減らし対策ではなく、長期的視点に立って国内自給率の低い麦、飼料作物、大豆等の生産拡大を図りながら米の生産を計画的に調整するものであります。

なお、転作等目標面積の配分に当たっては、これまでと異なり、転作面積と土地改良の通年施行面積を合わせて配分

し、地域の実情に応じ弾力的に推進できるように配慮されており、特に生産拡大の必要な麦、飼料作物、大豆、そば

等については、特定作物として指定し、永年性作物とともに転作奨励補助金は従来より増額されております。また、地域農家の総意に基づく地域ぐるみの計画転作に対しては転作率に応じて計画加算が行われ、自分で転作できない農家については農協等へ水田を預託することにより転作が行われる場合も奨励補助金が交付されることになっております。

二、地域ぐるみの

計画的な転作

長期的に安定した転作を進めていくためには、排水等の条件を考慮して転作田の集団化を図ることが不可欠であります。そのためには自らは転作が困難な農家を含めて地域ぐるみの話し合いを重ね、地域の総意によって計画的に転作を実施していく必要があります。

このような見地から、今回は集団ごと

に水田利用再編計画をたて、これに従って計画的に転作を推進することとし、このような転作については転作奨励補助金として、基本額の外に計画加算も行われ優遇されることになっていきます。水田利用再編計画はあらかじめ市町村長の認定を受けることになっており、その要件は次のとおりです。

1、その地区全体の計画転作等面積が配分された目標面積を下回らないこと。

2、転作予定水田が水の条件等を勘案して排水系統ごとに地縁的な団地

転作等の仕組み

実施の態様	対象作物等	奨励補助金の額	
		基本額	計画加算額
1. 転作 水稲から右の対象作物等への転換が行われたもの	(1) 特定作物 飼料作物、大豆（実取り）、麦（実取り）、そば（実取り）、てんさい	基準取引量に応じて定める額(10a平均) " 55,000円	地区の転作率に応じて定める額(10a基準) " 15,000円 (10,000~20,000)
	(2) 永年性作物 果樹、その他木本性の作物ホップ、アスパラガスであって別に定めるもの	" 55,000円	" 15,000円 (10,000~20,000)
	(3) 一般作物等 (1)又は(2)に掲げる以外の対象作物等	" 40,000円	" 10,000円 (7,000~13,000)
2. 管理転作 農協等と水田の預託契約を締結して預託し、転作等が行われたもの	(1) 転作希望者による使用貸借	" 40,000円	" 10,000円 (7,000~13,000)
	(2) 共同利用施設に係る使用貸借	" 40,000円	" 10,000円 (7,000~13,000)
	(3) 保全管理	" 40,000円	—
3. 土地改良事業通年施行水田利用の再編に資するために行われるもの作物の作付がなされないもの	は場整備事業（面的工事）又は客土事業にかかるとして、国若しくは地方公共団体の負担、若しくは補助又は農林漁業金融公庫の融資にかかると	" 40,000円	—